

令和8年度愛媛県災害廃棄物処理計画改定事業委託業務仕様書

1 業務の目的

令和4年9月に改定した「愛媛県災害廃棄物処理計画」（以下、「現行計画」という。）について、令和7年度の「愛媛県地震被害想定調査」により被害想定が見直されたことや、近年の自然災害における災害廃棄物対策に関する情報や知見の蓄積等を踏まえ、内容の充実及び災害廃棄物処理体制の確立を図ることを目的とする。

2 業務の期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

3 愛媛県災害廃棄物処理計画改定事業委託業務

現行計画策定後に発生した災害における最新の知見、国のガイドラインやマニュアル等に加え、指針や国の各種通知、関係法令の改正、県の施策及び各種計画や調査結果を収集し、整理するとともに、現行計画との整合を図ることにより、実効性の高い計画になるよう次の（1）～（5）により改定案を策定すること。

（1） 総則

県の概況、地域防災計画等で想定される災害の種類や規模、また地震、水害、その他自然災害における被害の様相、災害廃棄物の質（処理困難物も含む）等に着目して整理すること。

- ① 背景
- ② 目的
- ③ 基本的事項

（2） 平常時（災害予防）

令和7年度に改定した「愛媛県地震被害想定調査」において推計された災害廃棄物の発生量や避難者数などを使用すること。なお、仮置場必要面積については、仮置場の運営方法に応じ、複数のパターンについて推計を行うこと。

- ① 組織体制・指揮命令系統
- ② 情報収集・連絡
- ③ 協力支援体制の整備等
- ④ 関係職員への教育訓練
- ⑤ 気候変動適応策
- ⑥ 一般廃棄物処理施設の災害対応力強化
- ⑦ 一般廃棄物処理施設の補修体制の整備
- ⑧ し尿処理施設の確保対策
- ⑨ 避難所ごみの処理計画
- ⑩ 災害廃棄物処理対策

(3) 応急対応時

災害の種類や規模に応じた対応方針や優先順位についても整理すること。その際は、廃棄物処理施設や収集運搬車両の能力も踏まえること。

- ① 組織体制・指揮命令系統
- ② 協力支援体制の整備等
- ③ 災害発生懸念時の対応
- ④ 職員配置・行動開始
- ⑤ し尿処理機能の確保
- ⑥ 避難所ごみの処理体制の確保
- ⑦ 迅速な災害廃棄物処理の開始（処理実行計画の作成）

(4) 復旧・復興時

災害の種類や規模に応じた対応方針についても整理すること。その際は、廃棄物処理施設や収集運搬車両の能力を踏まえ、仮設処理施設の設置の可否についても整理すること。

- ① 処理主体の決定
- ② 組織体制・指揮命令系統
- ③ 協力支援体制の整備等
- ④ 職員の行動継続・調整
- ⑤ 円滑な災害廃棄物処理の実施

(5) 計画の見直し

(1)～(4)の改定の内容を踏まえ、改定後の計画における見直しの時期や点検について検討を行うこと。

- ① 見直しの必要性
- ② 計画の点検・更新

4 対象者向け説明会

県内市町職員等約 50 名を対象とした愛媛県災害廃棄物処理計画改定内容等に関する説明会を開催し、災害廃棄物処理に関する最新の動向を伝えるとともに市町計画の改定を促進すること。なお、説明会に係る準備及び費用については受託者が負担することとする。

- ① 災害廃棄物処理の動向
- ② 改定内容
- ③ 市町計画改定について

5 改定案等の作成・納品

受託者は、次に示す日までに下記に示す資料を作成し、電子データを納品するものとする。なお、詳細な日程は発注者と協議の上、決定するものとする。

(1) 日程

9月末まで：改定案を作成

10～11月末：パブリックコメントを反映し、改定案を修正

12～1月中旬：説明会資料の作成

(2) 作成資料

- ① 本編
- ② 概要版
- ③ 変更点の概要
- ④ 改定案と現行計画の新旧対照表
- ⑤ 説明会資料

6 打合せ協議

業務着手時、中間時、取りまとめ時に加え、必要に応じて実施すること。また、受託者は、その都度打合せ記録簿を作成すること。

7 報告

業務実施期間中、受託者は県から業務進捗状況の報告を求められた時は速やかに報告しなければならない。

8 成果品

受託者は委託期間の完了日までに、次のとおり、成果品として結果報告書を提出するものとする。なお、成果品はあらかじめ県と内容について協議、精査するものとする。

○結果報告書（概要版）

- ・電子媒体：1部（形式：Word 又は Excel などの編集が可能な形式及びPDF版、記録媒体：CD-R 又は DVD-R）

○結果報告書（本編）

- ・電子媒体：1部（形式：Word 又は Excel などの編集が可能な形式及びPDF版、記録媒体：CD-R 又は DVD-R）
- ・紙媒体：10部（A4判、両面刷、カラー）

○説明会資料

- ・電子媒体：1部（形式：Word 又は Excel などの編集が可能な形式及びPDF版、記録媒体：不要）
- ・紙媒体：説明会参加者人数分

9 その他留意事項

(1) 適用範囲

本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるもので、現地調査等の内容は十分かつ必要なものとし、管理的経費を十分考慮したものでなければならない。

また、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要な調査、協議及び説明会等、又は業務実施の上で当然必要と思われるものについては、原則として受託者の責任において実施しなければならない。

ただし、県及び受託者とも事前に予知できない事項については除くものとする。

(2) 疑義

受託者は、本仕様書に疑義が生じた場合は、県と十分協議のうえ、遺漏のないよう業務を行うものとする。

(3) 検査

本業務は、県の検査合格をもって完了とする。

(4) 成果品の瑕疵

納品の後、成果品に「瑕疵」が発見された場合は、県の指示に従い必要な処理を受託者の負担において行うものとする。

成果物の納入後1年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合には、受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正するものとする。

(5) 成果の帰属

本業務により作成された成果物の全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、県に帰属する。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

受託者は、県が認めた場合を除き、成果物に係る著作権者人格権を行使できないものとする。

受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。

また、何らかの著作権に係る問題が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

(6) その他

ア 受託者は、本業務の実施に際し、規定業務内容の変更又は当該業務以外の調査・計画等の必要が生じた場合は、その段階で委託者とその対応について協議するものとする。

イ 業務内容の変更に必要な資料は受託者が作成する。